

れいわ ねん どぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会

だい かいしょうがいとうじしゃぶかい しだい
第2回障害当事者部会 次第

れいわ ねん がつ にち きん ごぜん じ ごぜん じ
令和4年10月7日(金) 午前10時から午前12時

ぶんきょう かい しょうがいしゃかいかん
文京シビックセンター3階 障害者会館

1 かいかいあいさつ
開会挨拶

2 ぎだい
議題

れいわ ねん しょうがいとうじしゃぶかい けんとうじこう (しりょうだい ごう
(1) 令和4年度障害当事者部会の検討事項などについて 【資料第1号-1~6】

れいわ ねん しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい ゆうせん はな あ
(2) 令和4年度障害者地域自立支援協議会 優先して話し合うテーマについて

しりょうだい ごう
【資料第2号-1、2】

3 その他

はいふしりょう
【配布資料】

しりょうだい ごう ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい ようこう
資料第1号-1 文京区障害者地域自立支援協議会 要綱

しりょうだい ごう ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい がいよう
資料第1号-2 文京区障害者地域自立支援協議会 概要

しりょうだい ごう れいわ ねん しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい そしきず
資料第1号-3 令和4年度障害者地域自立支援協議会 組織図

しりょうだい ごう れいわ ねん しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい スケジュール
資料第1号-4 令和4年度障害者地域自立支援協議会

しりょうだい ごう ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい けんとうじょうきょうとう
資料第1号-5 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

しりょうだい ごう れいわ ねん しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい かくせんもんぶかい けんとうじこう
資料第1号-6 令和4年度障害者地域自立支援協議会 各専門部会の検討事項について

しりょうだい ごう れいわ ねん しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい ゆうせん はな あ
資料第2号-1 令和4年度障害者地域自立支援協議会 優先して話し合うテーマ

しりょうだい ごう だい かいしょうがいとうじしゃぶかい いけんちょうしゅ
資料第2号-2 第2回障害当事者部会 意見聴取シート

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいようこう
文京区障害者地域自立支援協議会要綱

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちくちようけつてい
19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
24文福障第688号 平成24年6月01日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
26文福障第3145号 平成27年3月30日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
27文福障第2238号 平成28年2月01日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
30文福障第2657号 平成31年3月15日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
2019文福障第2982号 令和2年3月18日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
2020文福障第2045号 令和2年12月18日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
2021文福障第2084号 令和3年12月17日一部改正

もくてきおよ せっち
(目的及び設置)

だい1じょう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ へいせい ねんほうりつ
第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律
だい123ごう) だい89じょう の3だい1ごう の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会
せいかつ いとな かんけいきかんとう れんらく ほか しょうがいふくし かんする
生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する
くだい について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援す
ほうさく そうごうてき すいしん かくてき ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい い か
る方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会(以下
「協議会」という。)を設置する。

きょうぎじこう
(協議事項)

だい2じょう じょう きょうぎかい つぎ かか じこう きょうぎ
第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうとう かん
障害者相談支援事業等に関すること。

- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項
(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めたる者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

(1) 就労支援専門部会

(2) 相談支援専門部会

(3) 権利擁護専門部会

(4) 障害当事者部会

(5) 地域生活支援専門部会

3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

6 第2項第1号から第4号までに規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから

会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。

7 第2項第5号に規定する部会の部会長は、協議会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。

8 前2項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。

9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。

- (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
- (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
- (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
- (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター
- (5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課

14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や

個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が

別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月

31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する

公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

べつびようだい だい じょうかんけい
別表第1 (第3条関係)

<p>ふくしかんけい 福祉関係</p>	<p>ぶんきょうくしかいふくしきょうぎかい 文京区社会福祉協議会</p> <p>みんせい じどういもんきょうぎかい 民生・児童委員協議会</p> <p>ぶんきょうかぞくかい 文京区家族会</p>	<p>めい 1名</p> <p>めい 1名</p> <p>めい 1名</p>
<p>しかいふつき しゅうぎょうかんけい 社会復帰・就業関係</p>	<p>いいたばしこうきょうしよくぎょうあんていじよ 飯田橋公共職業安定所</p> <p>とりつせいしんほけんふくし 都立精神保健福祉センター</p>	<p>めい 1名</p> <p>めい 1名</p>
<p>じぎょうしゃかんけい 事業者関係</p>	<p>くないしていいいばんそうだんしえん じぎょうしゃ 区内指定一般相談支援事業者</p> <p>くないしていとくていそうだんしえん じぎょうしゃ 区内指定特定相談支援事業者</p> <p>くないしょうがいふくし じぎょうしゃ 区内障害福祉サービス事業者</p>	<p>めい 5名以内</p>
<p>しょうがいしゃしえんしせつかんけい 障害者支援施設関係</p>	<p>くないしょうがいしゃしえんしせつ 区内障害者支援施設</p>	<p>めい 1名</p>

べつびようだい だい じょうかんけい
別表第2 (第3条関係)

<p>くしよくいん いいん 区職員 委員</p>	<p>ふくしぶしょうがいふくしかちょう 福祉部障害福祉課長</p> <p>ほけんえいせいぶよぼうたいさくかちょう 保健衛生部予防対策課長</p> <p>ぶんきょうほけんじよほけん しょうちょう 文京保健所保健サービスセンター所長</p> <p>きょういくすいしんぶきょういく しょうちょう 教育推進部教育センター所長</p>
<p>くいたくじぎょうしよとう 区委託事業所等</p>	<p>くりつおおつかふくしきぎょうじよしせつちようまた くりつこいしかわふくしきぎょうじよしせつちよう 区立大塚福祉作業所施設長 又は区立小石川福祉作業所施設長</p> <p>くりつほんごうふくし しせつちよう 区立本郷福祉センター施設長</p> <p>しょうがいしゃしゅうろくしえん しょうちょう 障害者就労支援センター所長</p> <p>しょうがいしゃきかんそうだんしえん ちよう 障害者基幹相談支援センター長</p>

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

2 設置時期

平成20年3月

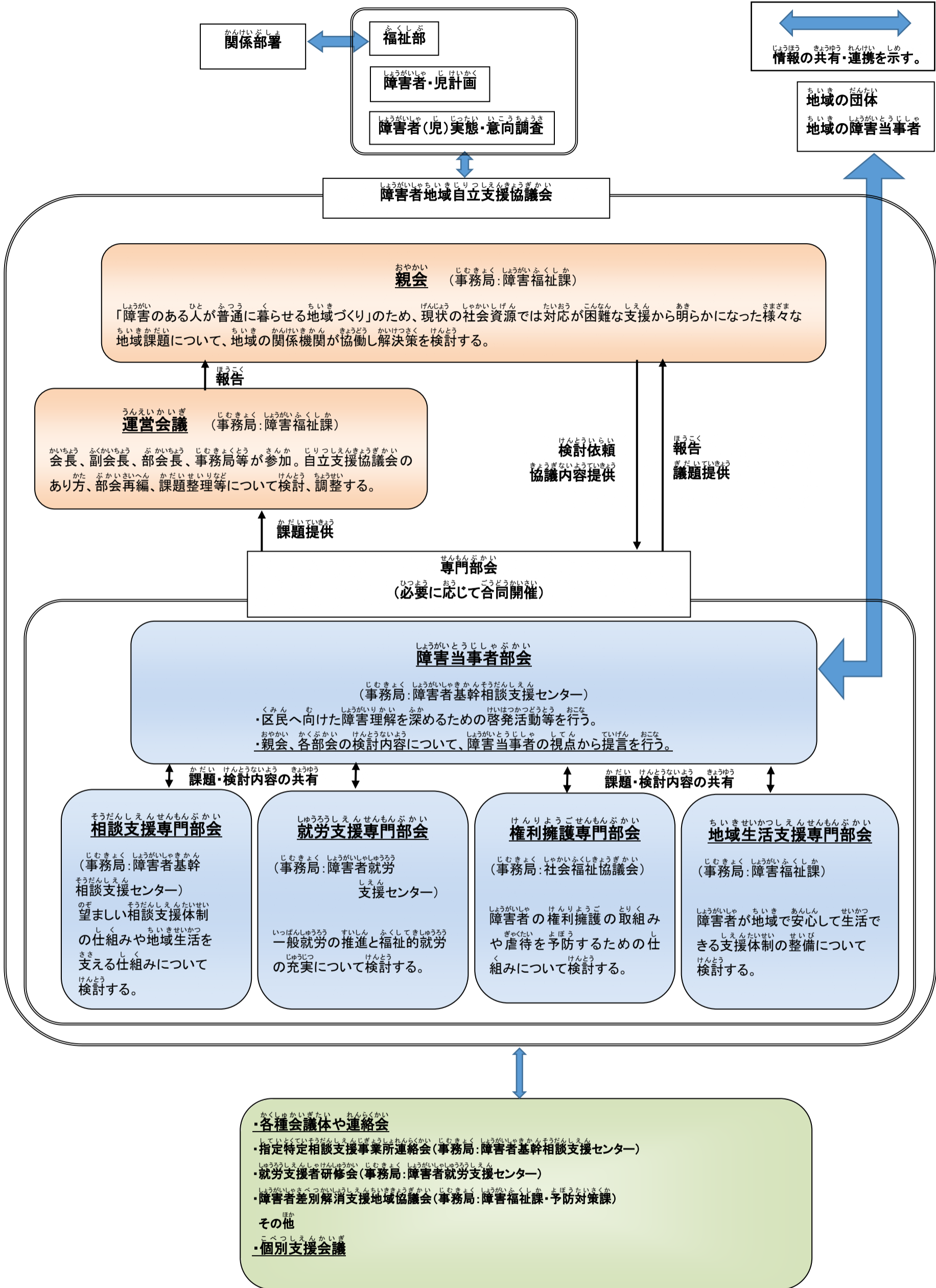
3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

- (1) 会議の公開
文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。
- (2) 傍聴者の定員及び受付方法
傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。
- (3) 会議記録の取扱い
 - ・ 障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
 - ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
 - ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。
なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。
- (4) 委員の代理出席
委員の代理出席は、認めない。

令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図



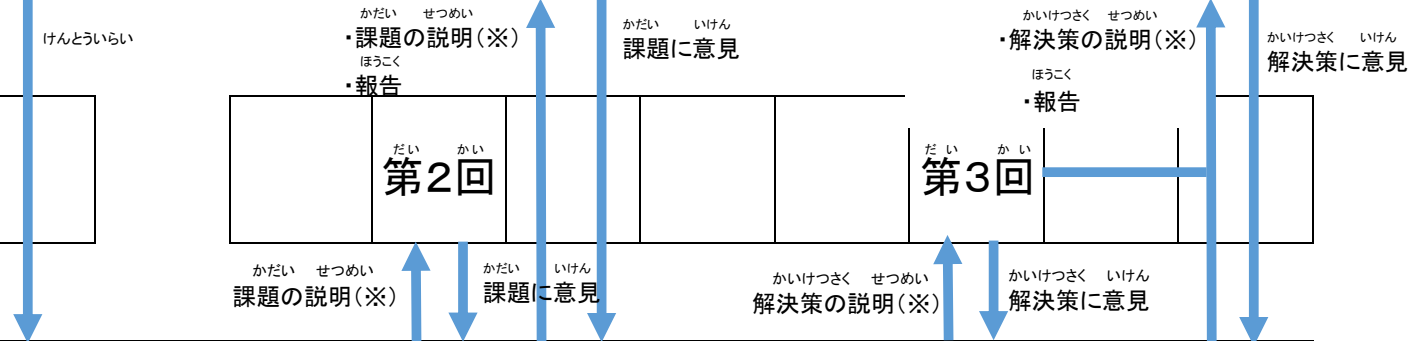
令和4年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回				第2回					第3回

障害当事者部会							第2回					第3回
---------	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	-----

おやかい ゆうせん きょうぎ かだい かんけい せんもんぶかいかい しょうがいとうじしゃぶかいかい おやかい たい かだい せつめい かいけつさく せつめい おこな
 (※)「親会で優先して協議する課題」に関する専門部会のみ障害当事者部会と親会に対して課題の説明、解決策の説明を行う。
おやかい ゆうせん きょうぎ かだい たい かい せんもんぶかいかい せんもんぶかいかい しょうがいとうじしゃぶかいかい けつてい
 「親会で優先して協議する課題」は第1回専門部会後の運営会議で決定する。
た せんもんぶかいかい けんとうじこう もと きょうぎ おこな おやかい ほうこく おこな
 ・ その他の専門部会は検討事項に基づき協議を行い、親会において報告を行う。

相談支援 専門部会				第1回						第2回		第3回
就労支援 専門部会				第1回						第2回		第3回
権利擁護 専門部会				第1回						第2回		第3回
地域生活支援 専門部会				第1回						第2回		第3回



文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
親会	いいんいしよく(ねんにんき) 委員委嘱(2年任期)		いいんいしよく(ねんにんき) 委員委嘱(1年任期)
	じきしょうがいしゃ・じけいかく も こ せさく けんとう 次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		ぜんきしょうがいしゃ・じけいかくじぎょうじっせき ひょうか 前期障害者・児計画事業実績の評価
相談支援専門部会	そうだんしえん かん ちいきかだい しえんこんなんじれいどう かいけつ む しく けんとう 相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討	していとくていそうだんしえんじぎょうしよ ききとりちようさほうこく 指定特定相談支援事業所の聞取調査報告 か そうだんしえん いけんこうかん コロナ禍での相談支援の意見交換	かだいせいり こ しえん ぶかいせつつつ ていげん 課題整理、子ども支援の部会設立の提言
	じきしょうがいしゃ・じけいかく も こ せさく けんとう 次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		ぜんきしょうがいしゃ・じけいかくじぎょうじっせき ひょうか 前期障害者・児計画事業実績の評価
就労支援専門部会	しゅうろう つう しゃかいさんか そくしん しょうばたいけん こようなど たよう じゅうなん しく けんとう 就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討	しょうがいしゃしゅうろうしえん さくせい 障害者就労支援ハンドブックの作成	
	じきしょうがいしゃ・じけいかく も こ せさく けんとう 次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		
権利擁護専門部会	せいねんこうけんせいど いしけつていしえん かた しょうがいしゃ けんり まも しく けんとう 成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		しょうがとうじしやいいん たいけんだんほうこく、いけんこうかん 障害当事者委員の体験談報告、意見交換
	せいねんこうけんせいど かだいせいりなど 成年後見制度の課題整理等		しょうがとうじしやぶがい ごうどうかいさい (障害当事者部会と合同開催)
地域生活支援専門部会	じきしょうがいしゃ・じけいかく も こ せさく けんとう 次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		ぜんきしょうがいしゃ・じけいかくじぎょうじっせき ひょうか 前期障害者・児計画事業実績の評価
	くみん む しょうがいりかい ふか けいはつかつどう じっし 区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動の実施		しょうがとうじしやいいん たいけんだんほうこく、いけんこうかん 障害当事者委員の体験談報告、意見交換
	みんせい-じどういいんきょうざいかい こうりゅうかい けんとう こんご かつどうもくてき ほうこうせい けんとう 民生・児童委員協議会との交流会の検討、今後の活動目的や方向性の検討		けんりようごせんもんぶかい ごうどうかいさい (権利擁護専門部会と合同開催)
地域生活支援専門部会	もとふじ ちく ちいきかだい たいおう けんとう 本富士地区の地域課題への対応の検討	こまごめちく ちいきかだい たいおう けんとう 駒込地区の地域課題への対応の検討	もとふじ ちく こまごめちく およ とみさかちく 本富士地区、駒込地区及び富坂地区 ちいきかだい たいおう けんとう の地域課題への対応の検討

れいわ ねん ど ぶんきょう くしょうがいしゃ ちいき じりつ しえんきょう ぎかい
令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会

かくせんもんぶかい けんとうじこう
各専門部会の検討事項について

れいわ ねん ど かくせんもんぶかい けんとうじこう かき じこう けんとうじこう
令和4年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい おやかい けんとう しんちよくじょうきょうとう ほうこく
文京区障害者地域自立支援協議会（親会）へ検討の進捗状況等を報告する。

また、かくせんもんぶかい けんとうじこう ぞく じこう ひつよう おう けんとう
各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討する
ものとする。

き
記

1 そうだんしえんせんもんぶかい
相談支援専門部会

そうだんしえん かん かない もんだいてん ぶんせき そうだんしえんたいせい どう
相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等について

ちょうさ けんきゅう けんとう おこな
の調査・研究・検討を行う。

ぜんねんだい き め しえん ふく そうだんしえんたいせい きょうか けんとう
全年代における切れ目ない支援を含む相談支援体制の強化について検討す
る。

2 しゅうろうしえんせんもんぶかい
就労支援専門部会

しゅうろう かん しえんないようなど ちょうさ けんきゅう けんとう おこな
就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

障害者就労支援ハンドブックの周知啓発及び福祉的就労の充実について検
討する。

3 けんりょうごせんもんぶかい
権利擁護専門部会

けんりょうご かん かない しえん あ かた ちょうさ けんきゅう けんとう おこな
権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

しょうがいたうじしやおよ かんけいだんたいどう いけん ふ せいねんこうけんせいど いしけつてい
障害当事者及び関係団体等の意見を踏まえて成年後見制度と意思決定

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 地域生活支援専門部会

障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を

行う。

令和4年度に地域生活支援拠点を設置する大塚地区及び駒込・富坂地区の地域課題への対応について検討する。

れいわ ねんど
令和4年度

しょうがいしゃ ちいき じりつ しえん きょうぎかい
障害者地域自立支援協議会

ゆうせん はな あ
優先して話し合うテーマ

れいわ ねん つき にち きん
令和4年10月7日(金)

だい かい しょうがい どうじしゃ ぶかい
第2回 障害当事者部会

ゆうせん はな あ
優先して話し合うテーマ

しょうがいしゃ しえん き め
(1) 障害者への支援に切れ目があること

しょうがいしゃ す み
(2) 障害者の住まいが見つかりにくいこと

しょうがいとうじしゃぶかい
▶ 障害当事者部会のみなさまから、2つのテーマ

いけん かんそう おし
についての意見・感想を教えてください



しょうがいしゃ しえん き め
(1) 障害者への支援に切れ目があること

ねんだい き め き め
▶ ①年代ごとの切れ目 (タテの切れ目)



おとな
▶ こども → 大人

う とき ほいくえん ようちえん しょうちゅうがっこう こうこう だいがく しゅうしょく
生まれた時→保育園・幼稚園→小中学校→高校・大学など→就職など

おとな こうれいしゃ
▶ 大人 → 高齢者

しょうがい おとな かいご こうれいしゃ
障害のサービス (こども・大人) → 介護のサービス (高齢者)

3



しょうがいしゃ しえん き め
(1) 障害者への支援に切れ目があること

しえんしゃ き め き め
▶ ②支援者のつながりの切れ目 (ヨコの切れ目)



しえんしゃ しえんしゃ しょうがいしゃほんにん かんが きょうゆう
▶ 支援者と支援者で障害者本人の考えの共有ができていない

しえんしゃ れい そうだんしえん しゅうろろしえん けんりようご いりようきかん
支援者の例 相談支援、就労支援、権利擁護、医療機関など

しえんしゃ ちしき
▶ 支援者の知識がたりない

しえんしゃ じぶん せんもん いがい ちしき そうだん
支援者が、自分の専門以外の知識がなく、相談にこたえられない

4





しょうがいしゃ す み
(2) 障害者の住まいが見つかりにくいこと

やちん たか
▶ ①家賃が高い

ぶんきょうく とく やちん たか
▶ 文京区は特に家賃が高い

つき へいきん やちん へいせい ねん
1か月あたりの平均家賃（平成30年）

く えん
23区 88,491円

ぶんきょうく えん く やく えんたか
文京区 102,833円（23区より約14,000円高い）

せいかつほごじゆきゆうちゆう じゆうたくふじよ しきゆう やちん えん
※ 生活保護受給中の住宅扶助（支給家賃） 53,700円

6

(2) 障害者の住まいが見つかりにくいこと

- ▶ ② マンション、アパートに住むための条件がある

大家が条件をつける時があり、住めないことがある

- ▶ 条件の一例

- ・ 24時間、相談できる連絡先を教えること
- ・ 支援者が安否確認、見守りをする



7

(2) 障害者の住まいが見つかりにくいこと

- ▶ ③ 親が病気になったり、亡くなった

実家で親に助けられながら暮らしていたため、

ひとり暮らしが難しい

- ▶ 実家でひとりで暮らしていくことは難しいが、

マンションやアパートを見つけることも難しい

- ▶ 支援者とのつながりがないと、相談先がわからない



8

れいわ ねん どぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会

だい かいしょうがいとうじしゃぶかい いけんちょうしゅ
第2回障害当事者部会 意見聴取シート

なまえ
お名前：

とうじつ しりょう れいわ ねん どしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
当日は、資料の「令和4年度障害者地域自立支援協議会

ゆうせん はな あ せつめい
優先して話し合うテーマ」についてご説明させていただきます

せつめい き しょうがいとうじしゃいいん
す。説明を聞かれたあと、障害当事者委員のみなさまの

いけん き
ご意見を聞かせていただきたいです。

とうじつ じゅんび つぎ ないよう じしん
当日の準備のために、次のページの内容について、ご自身の

けいけん かんが こた
経験やお考えについてお答えいただけることがあれば、

きにゅうらん か
記入欄にお書きください

【優先して話し合うテーマに関わる経験について】

- ライフストーリー（これまでの住まい、暮らしについて）

たんじょう
誕生

げんざい
現在

- 住み替えや学校を卒業する等で生活が変わった時の思い出や困ったこと

- 今の生活で困ること。また、将来どんな生活を送りたいですか。

きょうりよく
ご協力ありがとうございました。